**○近畿地方整備局告示第百六十七号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年七月十六日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人大阪住宅センター

三(1)　代表者の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 立成　良三 |
| 変更後 | 江川　武美 |

(2)　変更年月日

平成二十五年五月三十一日

四(1)　役員の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 奥田　直人 |
| 変更後 | 鈴木　俊茂、青谷　賢治、大工　嘉隆、北川　竹司 |

(2)　変更年月日

平成二十五年五月三十一日

**○中国地方整備局告示第百十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四五二番一から同市玉島阿賀崎字亀崎二四六五番一まで | 前 | 八四・〇〇～八六・〇〇メートル | 〇・〇一三キロメートル | 上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | 七八・〇〇～八六・〇〇メートル | 〇・〇一三キロメートル | |
| 倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七七番一から福山市大門町大字野々浜字境八六六番二まで | 前 | A | 九・五〇～七二・五〇メートル | 一九・九四四キロメートル |
| | | B | 二〇〇・〇〇～二一二六・五〇メートル | 七・二五〇キロメートル |
| | | C | 二〇〇・〇〇～二一三・〇〇メートル | 五・二九九キロメートル |
| | 後 | A | 九・五〇～七二・五〇メートル | 一九・九四四キロメートル |
| | | B | 二〇〇・〇〇～二一二六・五〇メートル | 七・二五〇キロメートル |
| | | C | 二〇〇・〇〇～二一三・〇〇メートル | 五・二九九キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

# 人事異動

## 内閣

（外務省大臣官房）外務事務官　大江　博

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部首席交渉官代理を命ずる

（財務省大臣官房参事官）財務事務官　西田　安範

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房社会保障改革担当室審議官を命ずる

（総務省行政評価局長）総務事務官　宮島　守男

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房行政改革推進本部事務局長を命ずる

（総務省大臣官房審議官（情報流通行政局担当））同　谷脇　康彦

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房情報セキュリティセンター副センター長を命ずる

（総務省大臣官房秘書課長）同　長屋　聡

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に昇任させる

内閣官房行政改革推進本部事務局次長を命ずる

（復興庁統括官付審議官）復興事務官　小野　尚

（同）同　北村　信

（内閣府政策統括官（共生社会政策担当））内閣府事務官　武川　光夫

（総務省大臣官房審議官（地方行政・電子自治体担当））総務事務官　山﨑　重孝

（同（情報流通行政局担当））同　渡辺　克也

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）経済産業事務官　木村　陽一

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房地域活性化統合事務局次長を命ずる

（内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官（併）内閣府本府地域活性化推進室室長代理（併）内閣府本府地域自主戦略交付金業務室長代理）内閣府事務官　富屋誠一郎

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房地域活性化統合事務局長代理を命ずる

（経済産業省大臣官房総括審議官）経済産業事務官　糟谷　敏秀

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室長を命ずる

（財務省大臣官房付）財務事務官　中尾　睦

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房行政改革推進本部事務局員を命ずる

（同）同　市川　健太

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房行政改革推進本部事務局次長を命ずる

（内閣府北方対策本部審議官）内閣府事務官　山本　茂樹

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房領土・主権対策企画調整室審議官を命ずる

（経済産業省通商政策局長）経済産業事務官　鈴木　英夫

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を命ずる

（経済産業省大臣官房審議官）同　石川　正樹

（総務省大臣官房総括審議官）総務事務官　鈴木　茂樹

（経済産業省商務情報政策局長）経済産業技官　富田　健介

（総務省政策統括官（情報通信担当））総務事務官　吉田　靖

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室室員を命ずる（各通）